平成２２年（フ）第１１０１号
名古屋市瑞穂区中山町５丁目９番地の５　入山ビル103号
債務者　佐藤　　満
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０５号
愛知県犬山市大字上野字郷1543番地６
債務者　具志小夜子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６６２号
京都市西京区牛ケ瀬奥ノ防町112番地　ファミリオ奥ノ防202号
債務者　藪見　高志
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６９０号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地　８棟501号
債務者　笹島　忠良
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７２１号
京都市北区大北山原谷乾町38番地６　レジデンス原谷102号室
債務者　木田　　勝
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７５８号
京都市南区吉祥院石原長田町１番地の１　桂川ハイツ２号館1113号室
債務者　安藤　美香
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６６号
大阪府藤井寺市林２丁目４番12号
債務者　山中　陽一
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３７８号
堺市北区新金岡町３丁３番６―207号
債務者　田中　伸二
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４２１号
堺市南区和田東901番地１　ヴィレヂ泉ヶ丘103号
債務者　中谷　純子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４６６号
堺市中区大野芝町39番地１　太平工業社宅２棟407号
債務者　林　浩一朗
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４６７号
堺市中区大野芝町39番地１　太平工業社宅２棟407号
債務者　林　　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４７７号
堺市南区原山台１丁７番４―208号
債務者　宮本悠一郎
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４８６号
堺市堺区北田出井町１丁２番４号　ハセロイヤル堺東206号、前住所堺市堺区北田出井町３丁３番30号　10号
債務者　倉見谷　智
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４９２号
堺市中区福田270番地39
債務者　大塚　法明
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５１３号
大阪府富田林市楠風台２丁目12番８―402号
債務者　福田　豊美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５１４号
大阪府富田林市楠風台２丁目12番８―402号
債務者　福田　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５３１号
堺市東区西野141番地　虹ヶ丘ハイツ102号
債務者　林　　浩美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係